



# クリニックニュース

発行: MMPG医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者: 株式会社ユアーズブレイン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

## 4月から賃上げ実施の場合、ベア評価料の算定額を充当可能

《中医協、厚生労働省、2024年度診療報酬改定情報》

中央社会保険医療協議会は2月14日、総会を開催し、2024年度診療報酬改定について、答申した。厚生労働省が提示した答申案を支払いおよび診療の各側委員は同意。新点数ならびに算定要件、施設基準が明らかになった。

2024年度診療報酬改定は、医療人材の確保と働き方改革の推進が重要課題とし、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、特例的な対応が行われる。「賃上げ」の実現を目指し、▼病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、+0.61%の改定、▼40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、+0.28%の改定——を行い、医療従事者の賃上げに必要な診療報酬を創設。また、2024年度にベア+2.5%、2025年度にベア+2.0%の実現に向け、①医療機関等の過去の実績、②今般の報酬改定による上乗せの活用、③賃上げ税制の活用——を組み合わせることで、達成を目指すという。

今般の診療報酬改定における、「病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応」の対象職種は、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く）——と明記された。医療従事者の賃上げに向け「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」が創設されるとともに、初再診料等や入金基本料等についても、職員の賃上げを実施すること等を踏まえた引上げを行う。また、今回創設される診療報酬（既存の看護職員処遇改善評価料含む）による賃上げは、賃上げ促進税制における税額控除の対象となる。

厚労省は翌15日に、日本医師会と共催で「賃上げ等に関する診療報酬改定&マイナ保険証の利用促進に関するオンラインセミナー」を開催し、医療従事者の賃上げの概要や「ベースアップ評価料の試算」について取り上げた。賃上げに係る診療報酬においては、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた「給与総額」をもとにした点数設計となっており、医療機関は、この報酬分をベースアップ（基本給または決まって毎月支払われる手当（年俸制の場合は1年に1回定められる額の1月当たり分を想定）の引上げ）に充当するよう説明。ベースアップには、連動して引き上がる賞与分（業績に連動して引き上がる賞与については対象外）や事業主負担の増額分も含まれる。ベースアップは賃金表の改定等による賃金水準を引き上げることを指し、賃金表がない医療機関の場合は、給与規程や雇用契約に定める基本給等について、引上げを行う。

医療機関は、まず2024年度と2025年度の2年間の賃金引上げについて計画作成をする。「ベースアップ評価料」（改定率+0.61%）は、対象職種の給与総額の2.3%相当となる

ように設定され、2024年度と2025年度の2年とも同じ点数設計のもの。厚労省は、この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法として、▼2024年度にまとめて引き上げを行う配分方法、▼2年間で段階的に引き上げを行う配分方法——の2つのパターンを提示。いずれの場合も算定額を全て賃金の引上げに充てることが重要と説明した。

厚労省は医療従事者の賃上げに向けたスケジュールのイメージを明示し、これによると、医療機関等において、賃金引上げの計画の作成→計画に基づく労使交渉等→計画に基づく給与規程の改正→施設基準の届出及び期中の区分変更の届出→賃上げ状況の報告(2024年度・2025年度)という流れで実施していくことになる。また、賃上げに係る診療報酬の算定開始月は2024年6月であるが、4月・5月の賃上げにも充当可能だという。

ベースアップ評価料を算定する医療機関等は、施設基準の届出と合わせて、賃金引上げに係る計画書及び報告書を地方厚生(支)局に提出する。ベースアップ評価料が原則ベア等に充てられていることを確認するとともに、計画書及び報告書では、ベースアップ評価料による賃金引上げの状況だけでなく、自主財源等も含めた全体的な引上げ状況及びベースアップ評価料の対象とならない40歳未満の勤務医師等(改定率+0.28%分)の職種の状況についても確認する予定だという。

厚労省は、このベースアップ評価料による算定見込みや医療従事者の賃上げ見込みの試算用に「ベースアップ評価料計算支援ツール」を作成し、ウェブサイト公表した。これは、①対象職員の給与総額の計算、②ベースアップ評価料の算定見込みの計算、③医療従事者の賃上げ見込みの計算——の3段階で算出するもので、①「対象職員の給与総額の計算」では、2024年6月1日から算定を開始する場合は、2023年3月～2024年2月の各月に実際に支払った給与総額(賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上。役員報酬は対象外)を入力する。②「ベースアップ評価料の算定見込みの計算」では、まず、外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定見込みの計算を行う。対象期間(2024年6月1日から算定を開始する場合は2023年12月～2024年2月)に算定した初診料等、再診料等、訪問診療料(同一建物以外、同一建物)の回数を入力する。外来・在宅ベースアップ評価料(I)による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない無床診療所の場合は、外来・在宅ベースアップ評価料(II)が算定可能となる。有床診は入院ベースアップ評価料も試算する。③「医療従事者の賃上げ見込みの計算」で、ベースアップ評価料による1月当たり収入合計等を確認し、この試算を基に、必要な賃金引上げの準備(賃金引上げの計画、労使交渉、給与規程の改定等)を行い、地方厚生(支)局への施設基準の届出や計画の報告を行う。

## 医療等分野における職業紹介、6ヶ月以内離職に返戻金制度を

《厚生労働省》

厚生労働省は2月9日に開催された社会保障審議会医療部会において、「医療・介護・保育分野における職業紹介事業」を取り上げた。医療・介護・保育分野の職業紹介は、高額手数料や紹介された職員が短期間で退職するケースが散見され、問題視されている。厚労省はこれまで、平成29年改正職業安定法や関係指針において、手数料等の情報開示義務や返戻金制度の推奨、就職後2年間の転職勧奨の禁止などを規定するほか、転職の勧奨につながるような求職者への「就職祝い金」などを禁止(職業安定法に基づく指針を改正)してきた。一方で、適正な職業紹介事業者の基準を設け、適正事業者を認定する制度を創設。2023年6月現在で49社を認定している。厚労省はこの日の会合で、優良な紹介事業者の選択円滑化を目指すべく、3分野適正事業者認定制度の認定基準に、6ヶ月以内の離職に対する返戻金制度を設けることを要することの追加を含め、認定基準の見直しについて検討し、必要な措置を講ずることを示した。年度内の見直しを目指す。

その他、今年度3分野の有料職業紹介事業者に対する集中的指導監督の実施やハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表することを予定していること等が明示された。